

南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想策定業務委託 仕様書

1 業務目的

本町では、急激な高齢化及び人口減少が進行しており、小中学校の統廃合も進む中で、地域コミュニティの衰退が懸念されている。また、基幹産業である茶業や林業においても離農者の増加と従事者の減少が顕著であり、地域景観の悪化や鳥獣被害の拡大といった自然環境の保全に関わる深刻な課題が顕在化している。

こうした複合的な地域課題を解決するためには、本町が誇る雄大な自然環境と地域資源を最大限に活かし、多様なステークホルダー（住民、NPO、企業等）と一体となって、地域全体で新たな活力を創出することが求められている。

このため、本業務では、住民、関係者の意向を整理・調整した上で、旧中川根第一小学校の活用を中心とした新たな地域活性化策を提案するとともに、旧校舎の改修のための概略計画を策定することを目的とする。

2 業務内容

（１）現状調査と課題の把握

《ア》 既存資料の分析と整理

- 過去の町民アンケートやワークショップの結果を分析し、地域課題（高齢化、人口減少、産業衰退等）及び住民活動の現状を体系的に整理する。
- データに基づく地域の強み・弱み・機会・脅威について、スワット分析等を用いて明確化し、課題の優先順位を提示する。

《イ》 ヒアリング（アンケート）調査

- 住民、NPO、企業、行政等の関係者に対し、地域課題やニーズを把握するためのヒアリングやアンケート調査を実施する。
- 調査対象は、年齢層、職業、地域活動への関与度等の多様性に配慮し意見を収集する。
- 調査結果を定量・定性データとして整理し、地域活性化の基盤となる課題分析を行う。

《ウ》 他自治体の優良事例収集

- 空き校舎活用や地域活性化、関係人口拡大、環境保全に関する全国の先進事例を収集・分析する。
- 事例は、本町の特性（自然環境、産業等）に適合するものを優先的に選定し、具体的な適用可能性を検討する。

(2) ワークショップの設計と戦略的方向性の整理

《ア》 ワークショップの設計

- 住民、NP0、企業、行政等の多様なステークホルダーが参加するワークショップを設計する。(3回程度の開催を想定)
なお、運営・ファシリテーションは受託者が実施するものとする。
- 参加者の多様な意見を引き出すワークショップの構成案や進行シナリオを提案し、実効性の高い運営となるよう支援する。
- ワークショップは、地域課題の解決策や地域資源の活用策を創出することを目的とし、以下の議題を中心に構成する。

〈ワークショップ議題テーマ〉

①旧中川根第一小学校の戦略的活用

公共施設の集約の場、商業と賑わいの拠点、町民の憩いの場として具体的な空き校舎活用策検討

②地域資源とデジタルの融合

本町の豊かな地域資源と最新のデジタル技術を最大限に活用し、観光促進や関係人口の拡大策を検討(企業誘致、6次産業化、観光DX等)

③地域活性化と環境保全

環境・経済・社会の好循環を生み出す地域活性化策を検討(森林保全を通じたJクレジットの創出等)

《イ》 ワークショップの成果整理と戦略的方向性の提案

- ワークショップで出された意見やアイデアを整理し、カテゴリー化する。
(例) 公共施設の集約の場／商業と賑わいの拠点／町民の憩いの場
- 整理した成果を基に、空き校舎の改修計画等の現実を考慮した上で、地域活性化に向けた短期・中期・長期の戦略的方向性を提案する。
※提案内容は、空き校舎の活用コンセプトに限定し、具体的な改修計画や費用、スケジュールは基本構想で策定。
- 戦略的方向性の提案にあたっては、実現可能性や優先順位、ステークホルダーごとの概略的な役割分担を明示する。

(3) 南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想の策定

ワークショップの成果及び調査・分析結果、戦略提案で定めた方向性を統合し、南アルプスかわね地域循環共生圏の形成に向けた基本構想を策定する。以下の2つの柱を中心に、具体的な地域活性化策を提案する。

《ア》 川根らしさを活かした地域活性化策

旧校舎の活用等を視野に、住民、企業、NPO等の多様な主体による連携プロジェクトを提案する。

なお、提案に当たっては、下記3項目について具体策を整理すること。

①賑わい創出策

地域資源（自然、文化、特産物等）とデジタル技術（DX、SNS、デジタル通貨等）を活用し、観光促進や関係人口拡大につながるイベントやサービスを設計。

②産業振興策

地場産品（FSC認証木材、川根茶、柚子等）を活かした6次産業化、商品開発、販売強化を通じて、地域経済の向上と若者の定住促進を目指すための策を設計。

③企業誘致策

豊かな自然環境と生活インフラを活かし、ワーケーションやサテライトオフィスの拠点誘致戦略策を設計。

《イ》 旧中川根第一小学校の活用提案

旧校舎を、地域の賑わいとつながりの拠点として活用するための基本構想を以下の視点で策定。

①活用方針

将来的な自走を目指し、本仕様書2(3)で検討した地域活性化策と連動し、公共施設の集約及び町民の憩いの場の核となる施設として活用方針を提案する。

②改修計画

前項の活用方針に基づき、旧校舎の改修に関する基本計画を策定し、必要設備や機能の具体化を行う。

③概算費用・スケジュール

改修及び運営にかかる概算費用を算出し、事業開始までのスケジュールを提示する。

④補助制度の活用

国や県の補助金、クラウドファンディング等の資金調達策を調査・提案し、

財政負担の軽減策を提案する。

3 成果品

(1) 成果品

業務委託完了報告書（冊子（A4判）2部、電子媒体1部）

(2) 納入場所

川根本町役場経営戦略課

4 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に町に対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、本町に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を本町の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

5 委託料の支払い

検査合格後に委託費を請求し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに町との連絡を密に行うこと。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、町との連絡・調整を行うこと。
- (3) 本要領に定めのない事項については、町と受託者において協議し決定すること。